

# 資料編

	ページ
資料1… 中核機関チラシ(案)	1
第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書 令和7年3月7日一部抜粋	3
資料2 第29回社会保障審議会福祉部会 資料 令和7年9月8日一部抜粋	5
第31回社会保障審議会福祉部会 資料 令和7年11月17日一部抜粋	8
表1-5	9
資料3… 医療施設及び高齢者施設等における身元保証に 関するアンケート	12

申立ての準備や  
後見人の候補者について相談したい



認知症の親の不動産を  
売却して施設の  
入居費用にあてたい



成年後見人になっ  
ているけれど、  
本人の支援について  
悩んでいる



親族後見人を  
しているけれど、  
書類について  
分からないことがある



自分がいなくなった  
後の知的障がいのある  
子どもの暮らしが心配



「こんにちは」

中核機関の

# お悩み

## 私たちにご相談ください！

ご本人や親族、施設や病院関係者、  
親族後見人や専門職後見人等からの相談に対応します

成年後見制度の説明

申立て費用や報酬助成について

ほかの専門機関への紹介 など

・・・三豊市中核機関とは・・・

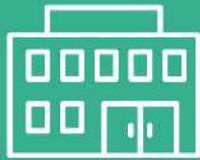
成年後見制度を必要とする方が安心して制度を利用できるよう、  
地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中核となる機関のことで

▶ 三豊市地域包括支援センター

▷ 南部高齢者サポート ▷ 北部高齢者サポート

▶ 福祉課





# 成年後見制度の利用に 関する関係機関のご案内


## 三豊市中核機関

### 身近な相談窓口

 相談無料  
訪問対応可能

問い合わせ先	所在地	電話番号	
三豊市役所	・地域包括支援センター	三豊市高瀬町下勝間2373-1	0875-73-3021
	南部高齢者サポート	三豊市財田町財田上2141	0875-67-3788
	北部高齢者サポート	三豊市詫間町詫間1338-13	0875-24-8820
	・福祉課	三豊市高瀬町下勝間2373-1	0875-73-3015
三豊市社会福祉協議会	三豊市山本町辻333-1	0875-63-1014	
香川県社会福祉協議会	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター5階	087-861-8883	

## 成年後見制度に関する相談窓口

 相談料が  
必要な場合あり

名称	所在地	電話番号
香川県弁護士会	高松市丸の内2-22	087-822-3693
香川県弁護士会 丸亀事務室	丸亀市城西町2丁目4番25号	0877-22-6713
法テラス香川	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0570-078393
リーガルサポート香川 (香川県司法書士会)	高松市西内町10-17	087-821-5701
ぱあとなあ香川 (香川県社会福祉士会)	丸亀市飯山町下法軍寺581-1	0877-98-0854
高松家庭裁判所 (観音寺支部)	観音寺市観音寺町甲2804-1	0875-25-2619
丸亀公証役場	丸亀市塩飽町9-1	0877-23-4734

# 重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

資料 2

	KPI (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)	
優先して取り組む事項	<b>任意後見制度の利用促進</b> ・周知・広報  ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場  -	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続		任意後見制度の周知・広報 <b>1,188 / 1,741市町村</b>  <b>50 / 50法務局・地方法務局</b>  <b>286 / 286公証役場</b>	
	<b>担い手の確保・育成等の推進</b> ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県  ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		担い手の育成方針の策定 <b>18 / 47都道府県</b>  市民後見人養成研修の実施 <b>16 / 47都道府県</b>  法人後見実施のための研修の実施 <b>22 / 47都道府県</b>
	<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県  ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善 全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			都道府県による研修の継続実施 市町村による実施		市町村長申立てに関する研修の実施 <b>43 / 47都道府県</b> 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用 1,012/1,741市町村 報酬 1,048/1,741市町村 障害者関係 申立費用 1,021/1,741市町村 報酬 1,045/1,741市町村
	<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定、必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		市町村による計画策定・必要な見直し <b>1,358 / 1,741市町村</b>
	<b>都道府県の機能強化</b> ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		都道府県による協議会設置 <b>37 / 47都道府県</b>

# 重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)
討 等 見 制 度 等 の 見 直 し に 向 け た 検 査	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					—
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					—
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施			意思決定支援研修の実施 34 / 47都道府県
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成		保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発			
	・基本的考え方の整理と普及	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					—
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討		成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討			
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					—	
・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討						
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続			制度や相談窓口の周知 1,658 / 1,741市町村
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営			
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化					中核機関の整備 1,187 / 1,741市町村
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討				

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画(抄)

(総合的な権利擁護支援策の充実、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり)

(令和4年3月25日閣議決定)

## 1 成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

### (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

(1)の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する。

#### ②新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

- ・ 国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービス(簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。)が、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。
- ・ その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。
- ・ 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与の在り方も含めて検討する。
- ・ 上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。

## 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

### (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

#### ① 地域連携ネットワークの必要性と趣旨

##### ア 地域連携ネットワークの必要性

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

#### ② 地域連携ネットワークのしくみ

##### ウ 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを担う役割
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割(協議会の運営等)

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村により直営または市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人(例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等)を適切に選定するものとする。

なお、国は1(1)に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

#### <参考:権利擁護支援チーム>

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ。

## 第1 目的及び基本的考え方

### 2 基本的考え方

#### (2)一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築

全ての世代において、高齢期は若年期からの延長線上にあることを認識しつつ、歳を重ねることによって生ずる様々な変化や影響、必要なサポート等について、学びを深め、世代間の相互理解の醸成を図っていく必要がある。

今後、一人暮らしの高齢者の増加等が見込まれる中で、高齢期においても地域で安全・安心に暮らせるようにすることが必要である。経済社会の急速な変化の中で、個々人が抱える多様で複合的な課題や生活上のニーズへの対応を可能としていくためには、地域社会を構成する様々な主体がそれぞれの役割を効果的に発揮できるような体制づくりや制度整備を始めとした取組が不可欠である。

また、世代を超えて、地域において共に生き、共に支え合う社会の構築に向けて、幅広い世代の参画の下で地域社会づくりを行える環境を整備していくことで、地域のセーフティネット機能を高めていくことが重要である。

## 第2 分野別の基本的施策

### 2 健康・福祉

#### (7)身寄りのない高齢者への支援

高齢期において、望まない孤独や社会的孤立に陥ることを防ぐため、地域におけるインフォーマルな関係づくりが重要となることから、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置に向けた伴奏支援等の実施や重層的支援体制整備事業等の活用により、自治会や町会、スポーツ団体やNPO等のボランティア団体等、地域の多様な団体が連携して支援する環境整備に取り組み、日常生活での緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進する。

地域の関係機関が身寄りのない高齢者を円滑に支援するためのガイドラインの作成や相互のネットワークの構築等について、都道府県・市区町村における取組事例を収集し、情報提供を行うこと等により促進する。

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組の試行的な実施を通じて課題を整理し、身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方について検討を進める。

利用者が安心して高齢者等終身サポート事業を利用できるよう、2024年(令和6年)6月に関係府省庁が連携して策定した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」に基づき、事業者の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進する。

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

## 1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
  - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
  - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
  - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
  - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
  - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1  
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
  - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
  - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
  - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
  - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

## 2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設  
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

## 4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

## 3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネーターや家裁からの意見照会に対応）を法定化

## 5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

## 2 身寄りのない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

### 議論の前提

- 高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれ、地縁・血縁・社縁といった支え合い機能が脆弱化する中、頼れる身寄りがいないことにより、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常的な事務(例えば金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活の支援、円滑な入院・入所の手続等の支援、死後事務の支援等)がないことが生活上の課題として顕在化している。
- また、判断能力が不十分な人を支える成年後見制度について、法制審議会において見直しに向けた検討が進められている。引き続き、総合的な権利擁護支援策の充実等が求められており、地域福祉における新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討が求められている。
- 頼れる身寄りがいない高齢者等も、判断能力が不十分な人も、人生の最期まで安心して歳を重ね、自分らしく地域で自立した生活を送るためには、日常的な金銭管理支援、福祉サービス等の利用支援、入院・入所手続支援などの生活支援や、死後事務の支援が必要という点は共通している。こうした支援を、全国どこでも・誰もが安心して利用できるようにする方策についての議論を行い、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめ(令和7年5月28日)において、対応の方向性が示された。
- また、成年後見制度の見直しに伴って、判断能力が不十分な人の権利擁護を図るため、中核機関を中心とした地域のネットワークづくりのより一層の推進が求められている。

表1 利用時に保証人を求めるか？

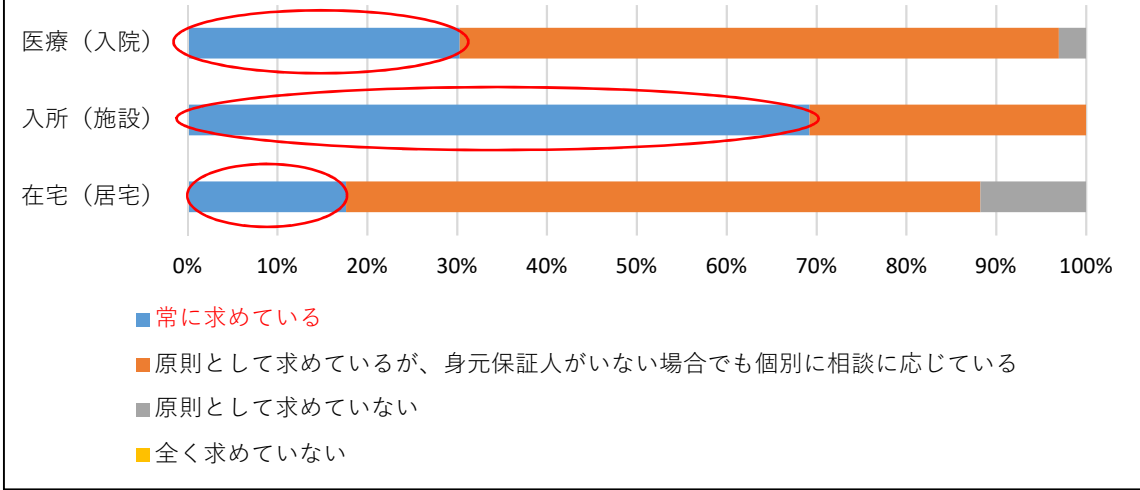


表2 身元保証人を見つけられない利用希望者に対して、どのように対応しているか？

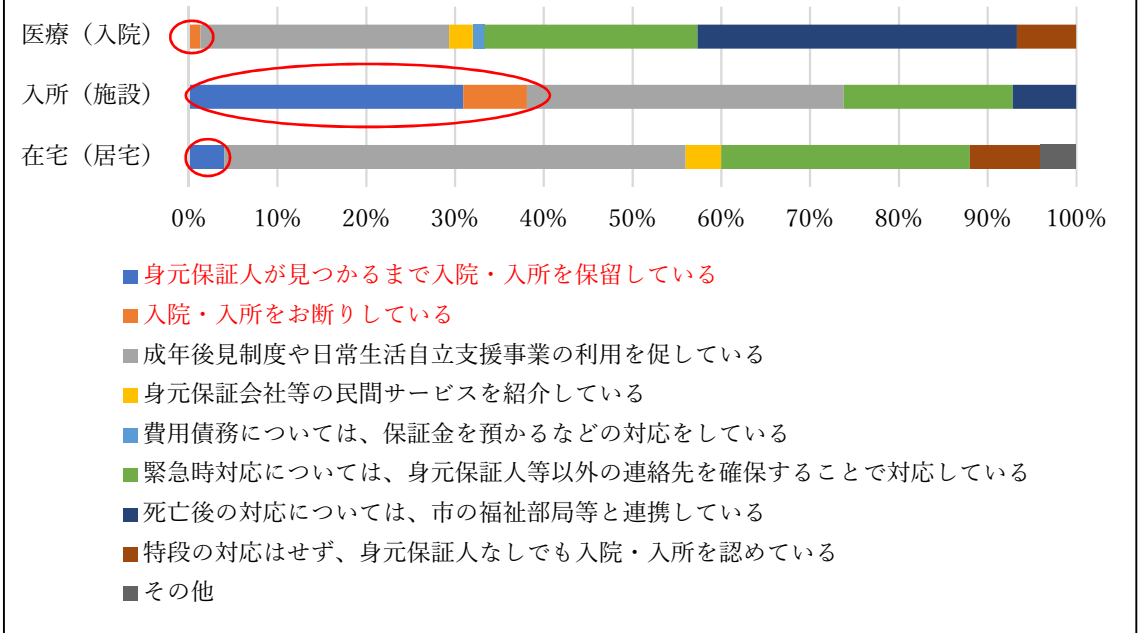


表3 保証人がいない場合に起きる課題

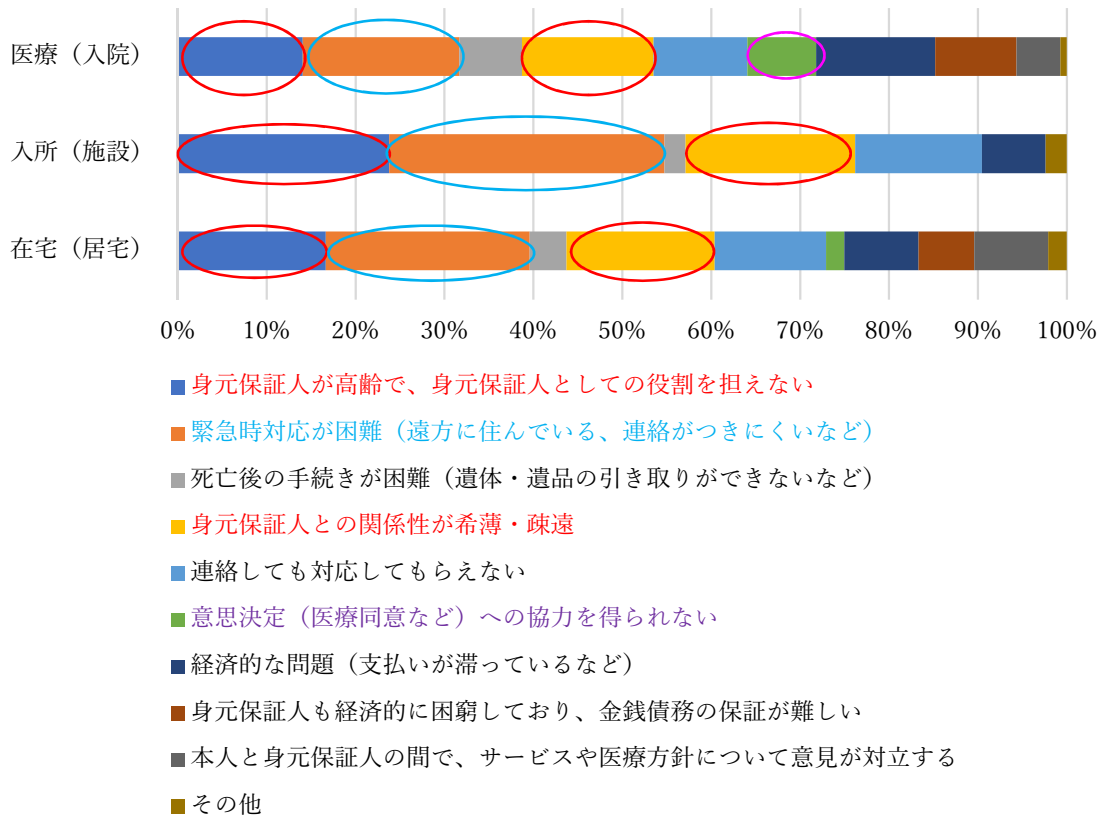


表4 施設等が希望する支援

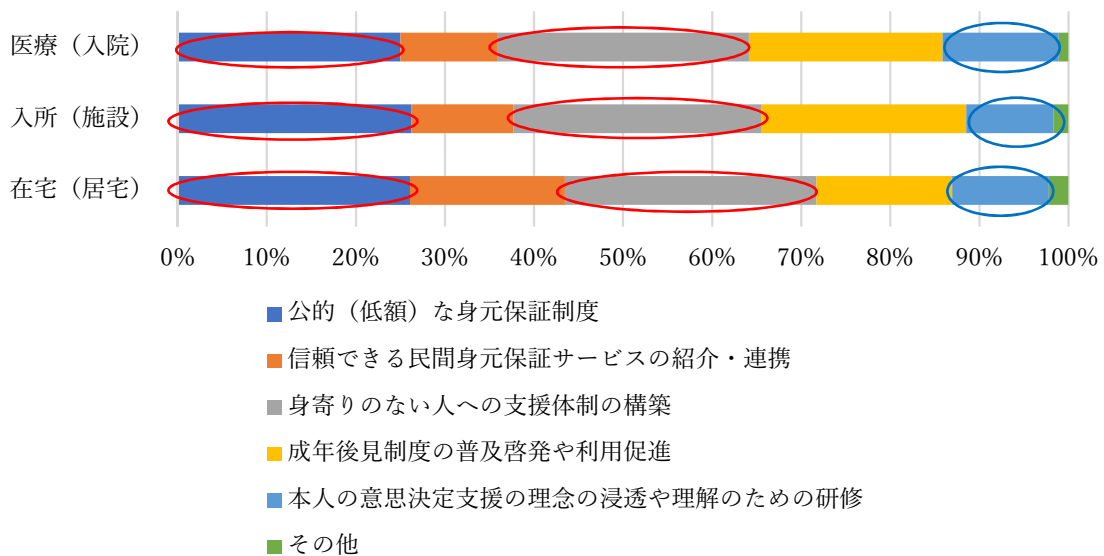
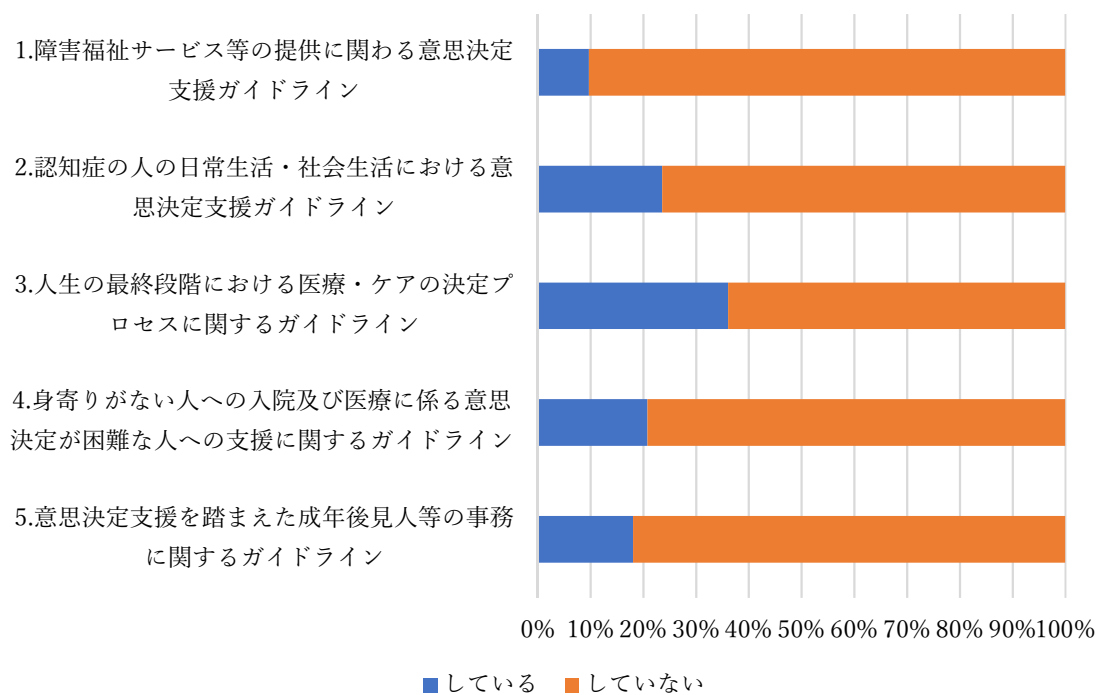


表5 国等が作成したガイドラインを参考にしていますか？



## 医療施設及び高齢者施設等における身元保証に関するアンケート 調査

## 【 ご協力をお願い 】

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より介護・福祉行政の推進について格段のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、市では医療機関や福祉施設等へ入院・入所される際の身元保証の現状と課題について、実態を把握するためのアンケート調査を実施することとなりました。近年、高齢化や核家族化の進行により、身寄りのない方や身元保証人を見つけられない方が増えており、入院・入所を希望する方々、そして受け入れる施設の双方にとって大きな課題となっています。

本調査は、貴施設における身元保証に関する取り組みや、現場でのご苦勞、課題等を具体的に把握し、今後のより良い支援体制や制度のあり方を検討するための貴重な資料とさせていただきます。お願いする次第でございます。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨にご理解・ご賛同いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本アンケートでご回答いただいた内容は統計的に処理し、個別の施設が特定されることはございません。ご協力いただいた個人・団体の情報は厳重に管理し、本調査の目的以外には一切使用いたしません。

## 記

- 📌 アンケートの目的： 医療機関や福祉施設における身元保証の現状と課題の把握
- 📌 対象： 相談員等施設の入院・入所等の業務に携わる方
- 📌 ご回答期限： **令和7年10月31日(金曜日)**
- 📌 回答方法： 同封の返信用封筒にてご返送いただくか、下記 URL または QR コードを読み取りご回答ください。

📌 アンケート URL/QR コード

身元保証



[https://apply.e-tumo.jp/city-mitoyo-kagawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=10300](https://apply.e-tumo.jp/city-mitoyo-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10300)

調査主体： 三豊市健康福祉部介護保険課 地域包括支援センター

## 本調査における「身元保証」とは

### 経済的な保証

利用者の施設利用料や医療費などが支払われなかった場合に、代わりに支払う責任を負うこと。

### 非経済的な支援

- ・緊急時(急な体調変化など)の連絡先となり、施設からの呼び出しに対応すること。
- ・医療行為の同意や治療方針に関する話し合いに参加すること。
- ・本人が亡くなった際に、遺体や遺品の引き取りを行うこと。

## Q1. 貴施設の種類をお選びください。

- 医療機関
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 居宅介護支援事業所
- グループホーム(介護保険)
- 障害福祉サービス事業所
- 障害者支援施設
- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など)
- その他(具体的にご記入ください: \_\_\_\_\_)

## Q2. ご回答者の職種を教えてください。(医師・看護師・社会福祉士・介護支援専門員等)

【 \_\_\_\_\_ 】

## Q3. 身元保証人の有無について、最も近いものをお選びください。

- 常に求めている
- 原則として求めているが、身元保証人がいない場合でも個別に相談に応じている
- 原則として求めている
- 全く求めている

## Q4. 身元保証人に求める役割について、当てはまるものをすべてお選びください。

(複数回答可)

- 金銭債務の保証(利用料、医療費、退去時の原状回復費用など)
- 緊急時の対応(体調急変時の連絡先、病院への駆けつけなど)
- 医療同意への支援(手術や治療方針に関する意思決定への関与)

- 入院や入所の契約手続き(本人確認や契約期間、規約説明、書類作成など)
- 生活上の支援(日用品の購入など)
- 死亡後の手続き(遺体・遺品の引き取り、葬儀手配など)
- その他(具体的にご記入ください: \_\_\_\_\_)

Q5. 身元保証人を見つけられない利用希望者に対して、貴施設ではどのように対応していますか？(複数回答可)

- 身元保証人が見つかるまで入院・入所を保留している
- 入院・入所をお断りしている
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促している
- 身元保証会社等の民間サービスを紹介している
- 費用債務については、保証金を預かるなどの対応をしている
- 緊急時対応については、身元保証人等以外の連絡先を確保することで対応している
- 死亡後の対応については、市の福祉部局等と連携している
- 特段の対応はせず、身元保証人なしでも入院・入所を認めている
- その他(具体的にご記入ください: \_\_\_\_\_)

Q6. 身元保証人がいる場合でも課題が生じることがありますか？

- はい、頻繁にあります
- はい、時々あります
- いいえ、ほとんどありません
- いいえ、全くありません

Q7. Q6で「はい」とお答えになった方にお伺いします。どのような課題が生じていますか？当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答可)

- 身元保証人が高齢で、身元保証人としての役割を担えない
- 緊急時対応が困難(遠方に住んでいる、連絡がつきにくいなど)
- 死亡後の手続きが困難(遺体・遺品の引き取りができないなど)
- 身元保証人との関係性が希薄・疎遠
- 連絡しても対応してもらえない
- 意思決定(医療同意など)への協力を得られない
- 経済的な問題(支払いが滞っているなど)
- 身元保証人も経済的に困窮しており、金銭債務の保証が難しい
- 本人と身元保証人の間で、サービスや医療方針について意見が対立する
- その他(具体的にご記入ください: \_\_\_\_\_)

Q8. 身元保証に関する課題を解決するために、今後どのような支援が必要だとお考えですか？(複数回答可)

- 公的(低額)な身元保証制度
- 信頼できる民間身元保証サービスの紹介・連携
- 身寄りのない人への支援体制の構築
- 成年後見制度の普及啓発や利用促進
- 本人の意思決定支援の理念の浸透や理解のための研修
- その他(具体的にござ記入ください: \_\_\_\_\_)

Q9. 身元保証人がいない利用希望者を受け入れている場合、どのような対応をとっていますか？当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答可)

金銭的な対応:

- 成年後見制度の利用や相談を促している
- 日常生活自立支援事業などのサービスを紹介・連携している
- 入院・入所時に保証金を預かることで、未払いリスクに備えている
- その他(具体的にござ記入ください: \_\_\_\_\_)

医療・生活上の対応:

- 身元保証人がいない場合の対応マニュアルを貴施設独自で作成し対応している
- 行政機関と連携し、または、地域包括支援センターや福祉事務所(福祉課)と連携し、緊急時や死亡後の対応体制を構築している
- 事前に医療行為に関する意思確認について本人や医師と話し合い、定期的に見直しをしている
- 施設職員が緊急連絡先となり、利用者や医療機関との連携を強化している
- その他(具体的にござ記入ください: \_\_\_\_\_)

民間サービスとの連携:

- 民間の身元保証サービスや債権回収専門家(弁護士、司法書士など)の利用を促している
- その他(具体的にござ記入ください: \_\_\_\_\_)

Q10. 身元保証に関連し、ご自身の業務範囲外だと感じながらも、やむを得ず対応を行った経験はありますか？

- はい、頻繁にあります
- はい、時々あります
- いいえ、ほとんどありません
- いいえ、全くありません

Q11. Q10 で「はい」とお答えになった方にお伺いします。どのような対応を行ったことがありますか？当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答可)

**金銭管理:**

- 本人の代わりに、入所費用や医療費などの支払い手続きを行った
- 本人の代わりに、銀行や郵便局で現金の引き出しや手続きを行った
- 本人の代わりに、書類や預貯金の管理を行った
- その他(具体的にご記入ください: \_\_\_\_\_)

**手続き代行:**

- 本人の代わりに、行政(市役所など)の各種手続きを行った
- 本人の代わりに、退院・退所時の手続きや居室の片付け、不用品の処分を行った
- 身元保証人や親族等に代わり、死亡後の葬儀や遺品整理の手続きを行った
- その他(具体的にご記入ください: \_\_\_\_\_)

**医療に関する対応:**

- 本人の緊急時に、身元保証人に代わり病院へ駆けつけ、付き添いや手続きを行った
- 本人の意思確認が困難な際に、医療機関から最終的な判断を求められ対応した
- その他(具体的にご記入ください: \_\_\_\_\_)

**その他の対応:**

- その他(具体的にご記入ください: \_\_\_\_\_)

Q12. 貴施設において、今後どのような体制やサービスを整えることで、身元保証人がいない方の支援が可能になるとお考えですか？(複数回答可)

- 本人の意向や意思を尊重し、自立支援や意思決定支援を行い、医療・福祉の専門職など多職種が連携して対応内容や理由を詳細に記録し、必要に応じて関係機関と情報共有を行う
- 信頼できる民間の身元保証サービスや入院・入所セットレンタル(衣類・タオルなど)サービスと連携し、利用者に紹介する
- 独自の身元保証サービス・買い物代行サービスなどを法人が立ち上げサービスとして提供する
- その他(具体的にご記入ください: \_\_\_\_\_)

Q13. 貴施設では、身元保証に関する対応において、国等が作成したマニュアルやガイドラインを参考にしていますか？当てはまるものをすべてお選びください。(複数回答可)

- 障害福祉サービス等の提供に関わる意思決定支援ガイドライン
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
- 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

- 身寄りがない人への入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
- 意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン

Q14. 貴施設における身元保証に関する取り組みや、ご意見、課題等について、自由にご記入ください。(自由記述)

以上になります。

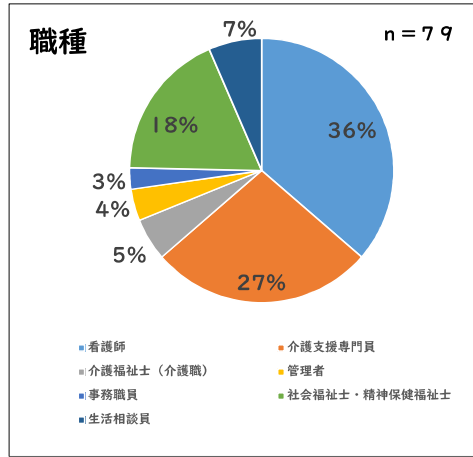
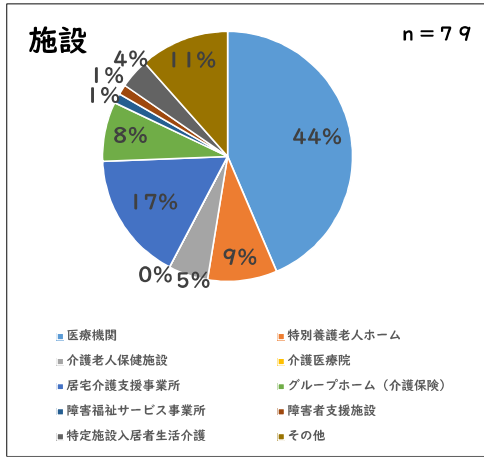
ご協力ありがとうございました。

# 医療施設及び高齢者施設等における 身元保証に関するアンケート (全体集計)

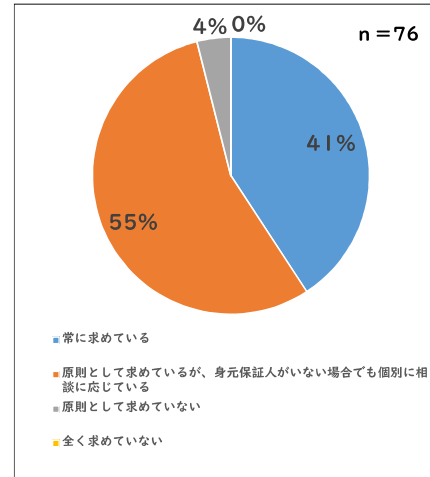
令和7年10月実施

## 施設及び職種

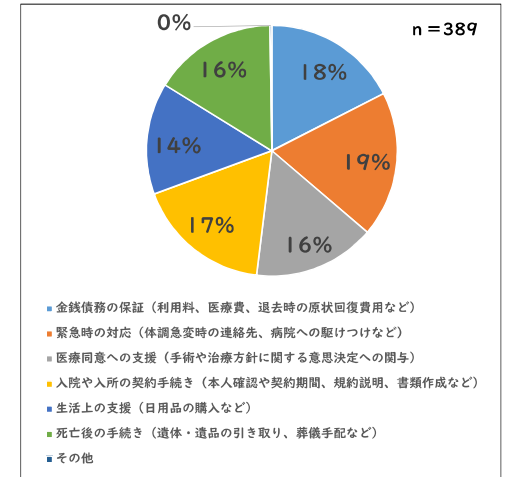
(全体集計)



## 問3. 身元保証人の有無

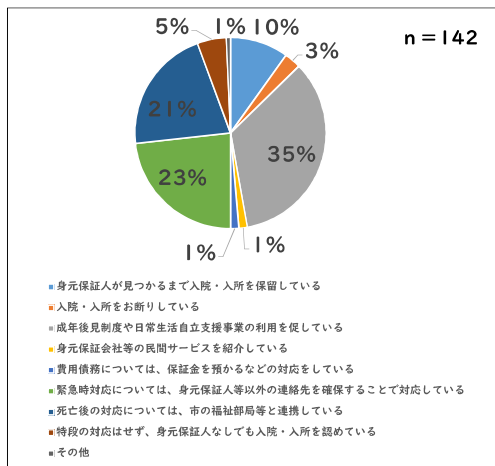


## 問4. 身元保証人に求める役割（複数回答）

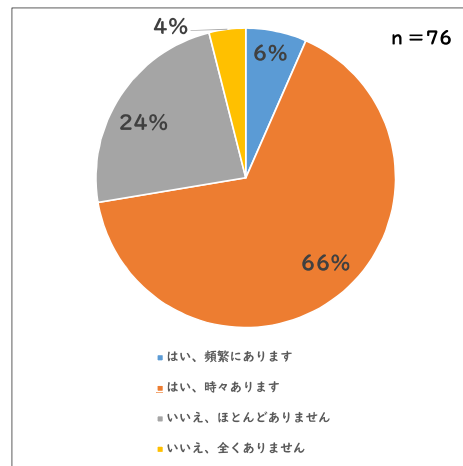


(全体集計)

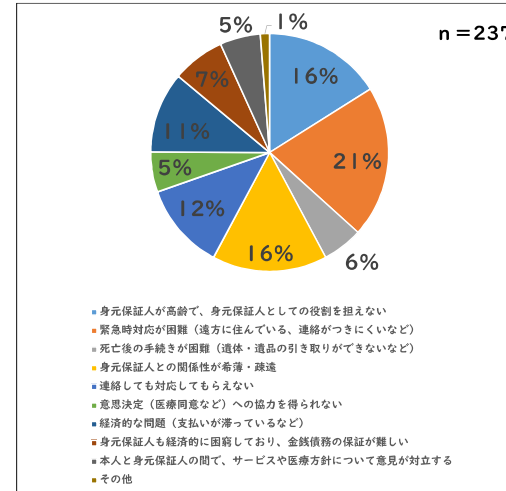
## 問5. 身元保証人のいない利用者への対応（複数回答）



## 問6. 身元保証人がいても問題が起きるか？

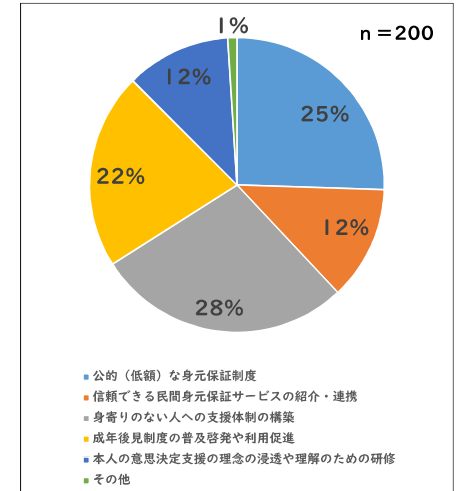


## 問7. どのようなことが生じますか？（複数回答）



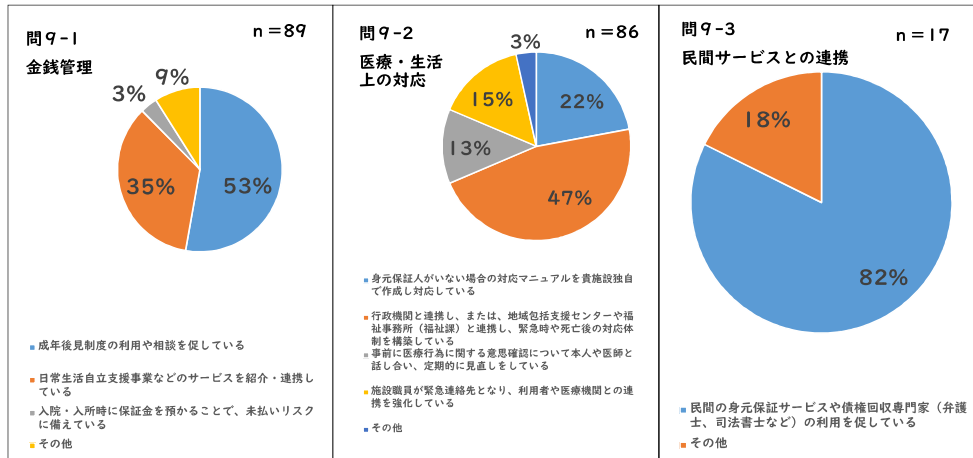
(全体集計)

## 問8. 課題解決にどのような支援が必要か（複数回答）



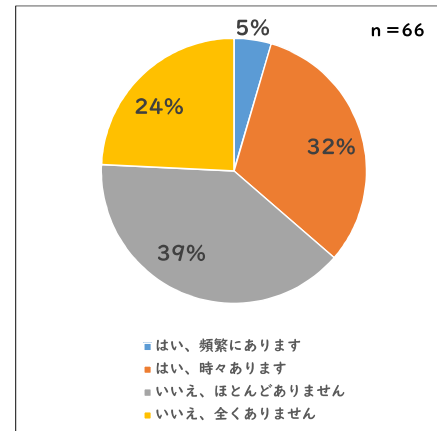
(全体集計)

問9. 保証人がいない場合の対応について (複数回答)



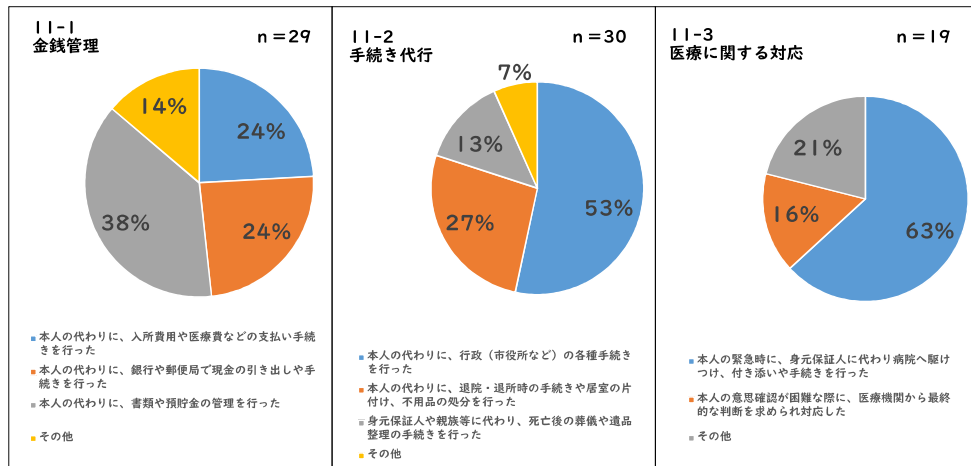
(全体集計)

問10. 身元保証に関連し業務範囲外だと感じながらも、やむを得ず対応を行った経験



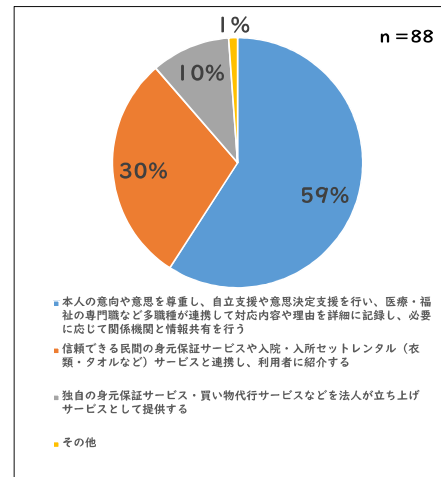
(全体集計)

問11. どのような対応を行ったか? (複数回答可)



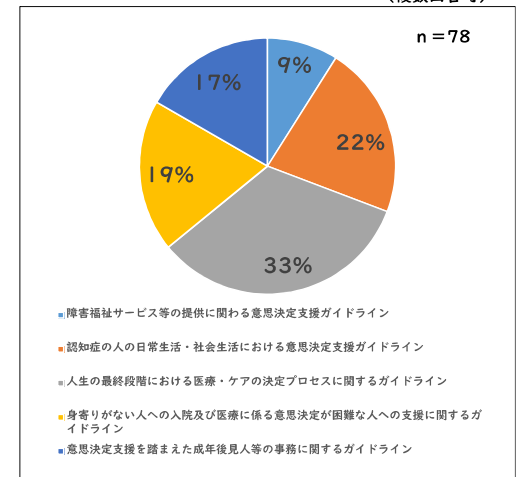
(全体集計)

問12. 身元保証人がいない方の支援に必要なことは何とお考えですか? (複数回答可)



(複数回答可)

問13. 国等が作成したガイドライン等を参考にしていますか?



#### 問14.貴施設における身元保証に関する取り組みや、ご意見、課題等について、自由にご記入ください。

ガイドラインの活用は全くしてないため、その勉強からしていこうと思います。成年後見制度は、医療機関として求める身元保証になるかということそうではない立場である面も多く、また、申立や選任に大変時間がかかるため、有効な制度とは言えないと実感しています。

施設でマニュアルができ、対応方法がわかってきた。しかし、これからの高齢化、家族間の希薄化が進むにあたり、土日祭日の対応困難が増えてくると考えられる。土日祭日の対応も今後は必要である。また、対応困難事例が減少するには、若い世代から現状を把握できる機会を持ち、一定年齢に達する時までACPを理解するシステムが必要と思う。

身元保証がない人が疾患により、意思表示ができなくなった場合、市に対応を依頼するが、決定するまでに、かなり時間がかかっている。

基本的には支援についての制限はしていない。個別で問題がある場合は保険者に相談して対応している。それでも問題解決ができないケースもある。

ケアマネージャーや民生委員さんが[想い]で身を削り業務外のフォローをしていた人が入院すると、相談員もその課題を背負うケースある。自宅生活の時から考えてほしい...

医療機関におけるMSWの介入範囲が行政の支援範囲と重なり明確さが無いのが今後の課題である。双方の連携と役割分担が明確にしなければならないと思われる。

身元保証人が居ない場合も本人契約で入所受け入れ、死亡後については本人と相談している。また成年後見制度利用の方の受け入れをしている。

身寄りがあっても、疎遠になっており身元保証を拒否されるケースがあり、今後の地域課題だと思っています

施設と居宅では考えが違い担当の方の援助に困っています。施設は断ればそれで終わりだが、居宅はずっと関わる必要があるので身寄りのいない方の判断事も対応することはとてもプレッシャーに感じます。

身元保証人がいれば、施設入所後に大きなトラブルになることはほとんどない。入所前に身内同士の関係が悪いために、保証人に「なる」「ならない」でもめることがあり、間に入って仲裁したことはある。身元保証人がいないと、施設負担でいろんな対応をしなければならなくなるリスクが高いので、受け入れていない。支払いが滞り、何回も連絡をとって金銭回収に行くようなリスクは負いたくない。施設としては、保険者が身元保証支援に関わってくれるのが一番安心できる。実際、成年後見人や社協の金銭管理等で対応してもらっている方は、安心できる。